

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 地方公務員法の一部改正等に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和32年10月国立市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び規則で定める基準に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付しなければならない。

第4条第9項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた額」の次に「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年11月国立市条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤

務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第4条の2を削る。

第5条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条第1項中「給料の」を「給与の」に、「給料月額」を「給与」に改め、同条第2項中「給料」を「給与」に改める。

第8条の3第2項第2号及び第11条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「それぞれその基準日（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日）現在において職員が受けるべき給料月額および扶養手当の合計額（職務の級その他を考慮して規則で定める職員については、その額に給料月額に100分の20を超えない範囲において規則で定める割合を乗じて得た額を加えた額。）」を「期末手当基礎額」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「同項中「給料月額および扶養手当」とあるのは「給料月額およびこれに対する地域手当（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年3月国立市条例第2号）附則第2項に規定する地域手当をいう。）」と、」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日）現在において職員が受けるべき給料月額および扶養手当（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、給料月額およびこれに対する地域手当（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年3月国立市条例第2号）附則第2項に規定する地域手当をいう。第16条第4項において同じ。）の合計額（職務の級その他を考慮して規則で定める職員にあつては、その額に給料月額に100分の20を超えない範囲において規則で定める割合を乗じて得た額を加えた額）とする。

第16条第2項中「それぞれその基準日（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日）現在において職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年3月国立市条例第2号）附則第2項に規定する地域手当をいう。）」の合計額（職務の級その他を考慮して規則で定める職員については、

その額に、その額に100分の20を超えない範囲において規則で定める割合を乗じて得た額を加えた額。以下この条において「算定基礎額」という。)を「勤勉手当基礎額」に改め、「その者の」を削り、同項後段中「算定基礎額」を「勤勉手当基礎額」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日）現在において職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の合計額（職務の級その他を考慮して規則で定める職員にあつては、その額に、その額に100分の20を超えない範囲において規則で定める割合を乗じて得た額を加えた額）とする。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第4条第3項から第8項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（職員の定年引上げに伴う給料の特例措置）

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 国立市職員の定年等に関する条例（昭和59年6月国立市条例第14号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異

動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 国立市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

20 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要と認められる職員には、当分の間、

当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第20項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第4項、第16条第4項並びに第17条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額」とする。

25 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18条から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		198,300円	230,400円	264,400円	271,000円	313,000円	429,100円

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		208,100円	222,400円	242,600円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(職員の職務延長に関する経過措置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」とい

う。) 附則第 18 項から第 25 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 3 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第 4 条第 9 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 10 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第 15 条第 3 項、第 16 条第 3 項及び第 18 条の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第 8 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 11 条第 3 項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。